

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2、同X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙の損害項目について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

- 1 被申立人は、申立人X1に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金133万3205円の支払義務があることを認める。
- 2 被申立人は、申立人X2に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金78万6000円の支払義務があることを認める。
- 3 被申立人は、申立人X3に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金78万6000円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。ただし、第1項記載の損害項目のうち精神的損害については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年3月25日

別紙

申立人X1について		
損害項目	金額	期間
避難費用（交通費）	49,000	自平成23年3月11日 至平成23年9月末日
避難費用（生活衣類費）	15,330	
避難費用（電気こたつ、電気敷き毛布）	34,300	
生活費増加費用（米・野菜費用）	70,000	
一時立入費用	72,000	
精神的損害（日常生活阻害慰謝料）	220,000	
精神的損害（滞在者慰謝料）	500,000	
営業損害	330,000	自平成23年3月11日 至平成23年12月末日
営業損害追加的費用（トラクターのツメ代）	20,000	平成24年5月15日
営業損害追加的費用（除染用背負い動力噴霧器費用）	22,575	平成24年5月22日
合計	1,333,205	

申立人X2について		
損害項目	金額	
精神的損害（日常生活阻害慰謝料）	220,000	自平成23年3月11日 至平成23年4月末日
増額分	66,000	
精神的損害（滞在者慰謝料）	500,000	自平成23年5月1日 至平成23年9月末日
合計	786,000	

申立人X3について		
損害項目	金額	
精神的損害（日常生活阻害慰謝料）	286,000	自平成23年3月11日 至平成23年4月末日
精神的損害（滞在者慰謝料）	500,000	自平成23年5月1日 至平成23年9月末日
合計	786,000	

和解金額合計	2,905,205	
仮払補償金	1,600,000	
支払金額合計	1,305,205	